a(b)　地区別乗り放題パス

記ハに定める期間のうち、割引申込により指定した一日における記ニｂに定める区間（地区）のいずれか一方の区間（地区）のみの通行に係る料金の合計額は次のとおりとする。

	ＥＴＣ2.0車以外	ＥＴＣ2.0車
軽自動車等	870.3704円	826.8519円
普通車	1,009.2593円	958.7963円

ｂ　この割引による料金の額は、記ａ(a)又は(b)に定める料金の合計額に消費税法（昭和63年法律108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額について、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ　割引を実施する期間

平成30年３月10日から平成30年４月15日までの間における土曜日、日曜日及び祝日

ニ　割引を適用する区間

ａ　全地区乗り放題パス

阪神高速道路（ただし、記３(3)の区間のみを通行する場合を除く。記ｂにおいて同じ。）

ｂ　地区別乗り放題パス

阪神高速道路のうち、下表に掲げる区間（地区）

区間（地区）	路線名等
東地区	大阪府道高速大阪池田線 大阪府道高速大阪守口線 大阪府道高速大阪東大阪線 大阪府道高速大阪松原線 大阪府道高速大阪堺線 大阪府道高速湾岸線（湾岸舞洲・北港ＪＣＴ以南） 大阪府道高速大和川線 大阪市道高速道路森小路線 大阪市道高速道路西大阪線 大阪市道高速道路淀川左岸線 兵庫県道高速大阪池田線
西地区	大阪府道高速大阪西宮線 大阪府道高速湾岸線（湾岸舞洲・北港ＪＣＴ以北） 大阪市道高速道路淀川左岸線 兵庫県道高速神戸西宮線 兵庫県道高速大阪西宮線 兵庫県道高速湾岸線 神戸市道高速道路２号線 兵庫県道高速北神戸線 神戸市道高速道路北神戸線 神戸市道生田川箕谷線

ホ　割引相互間の適用関係

阪神高速ＥＴＣ乗り放題パス【2018　ＳＰＲＩＮＧ】の適用を受ける自動車には、重複して割引を適用しないものとする。

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成30年２月16日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。

平成30年３月９日

徳島県徳島市富田浜二丁目10番地
徳島県建設業厚生年金基金
代表清算人　川原　哲博

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成30年２月16日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。

１．代表清算人氏名　川原　哲博

２．住所　徳島県徳島市富田浜二丁目10番地

平成30年３月９日

徳島県建設業厚生年金基金

解散命令公告

千葉県公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者の所在が知れないので、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成30年３月９日

千葉県知事　鈴木　栄治

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

船橋トラック配送施設協同組合
千葉県船橋市潮見町37番地
中央建設土石協同組合
千葉県袖ケ浦市高谷67番地１

教示

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。